

避難確保計画概要説明編

(①水害や避難に関する基礎知識)

～ 荒川氾濫から施設利用者のいのちを守るために ～



北区役所防災・危機管理課



説明：北区防災・危機管理課職員



こんにちは、北区防災・危機管理課です。平素より北区防災行政にご理解・ご協力をいただき、またこの度は動画をご視聴いただき誠にありがとうございます。本動画は避難確保計画作成支援システムの導入に伴い、計画を作成するうえでの基礎知識を習得し、新システムにて避難確保計画を作成・提出することを目的に作成しております。動画は2本構成となっており、1本目の本動画では避難確保計画概要説明編として①水害や避難に関する基礎知識、②法律と事業経緯、③計画作成の注意事項についてご説明いたします。システムを利用した実際の計画の作成方法につきましては、2本目の動画「避難確保計画システム操作説明編」にて説明しておりますので、本動画ご視聴後に併せてご確認いただけますと幸いです。

まなぶ

避難確保計画の作成に向けて

北区における 水害や避難の基礎知識を学ぶ



それでは早速、まず最初に「水害や避難に関する基礎知識」についてご説明いたします。

適切な避難行動でいのちを守る



地震とは違い、突然「洪水」は起こりません！



洪水の発生はある程度予見できます。防災気象情報や避難情報を収集して適切な避難行動を取れば「命を守る」ことができます。

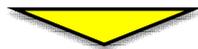


地震とは異なり、突然「洪水」が起きることはありません。洪水の発生はある程度予見することができます。気象庁や北区などが発表する防災気象情報や避難情報を収集して、適切な避難行動を取ることで洪水から命を守ることができます。

適切な避難行動でいのちを守る



大雨が降ると、がけは突然崩れ落ちます



大雨により土砂災害の危険性が高まったとき（大雨警報・土砂災害警戒情報の発表など）、適切な避難行動を取れば「命を守る」ことができます。



また、土砂災害は、大雨が降り、がけが突然崩れ落ちることで発生します。しかし、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表されたときなど、大雨により土砂災害の危険性が高まったとき、適切な避難行動を取ることで土砂災害からも命を守ることができます。つまり、水害・土砂災害は、雨が降り始め災害の危険が迫ってくる中で、災害が起きる前に、適切な避難行動をとることでいのちを守ることができる災害です。

台風接近！北区で起きる水害・土砂災害

● 河川氾濫

- 荒川
- 石神井川
- 新河岸川
- 隅田川



令和元年東日本台風
岩淵水門（上）水位観測所で戦後3番目に高い水位に

● 内水氾濫

● がけ崩れ（土砂災害）

● 高潮

● 暴風



平成22年7月 堀船地区で石神井川が氾濫

台風接近時は、複数の災害が時間差または同時に発生する恐れがあります



台風が接近し大雨が降ると、北区内で起きると考えられる災害としては、水害では荒川や石神井川などが氾濫する「河川氾濫」下水の処理能力を上回る大雨が降ると、マンホールから水があふれ出るなどの「内水氾濫」が起きる可能性があります。土砂災害では、がけ崩れが起きる可能性があります。また、台風が近づいてくると、気圧の低下などにより海水面が上昇する「高潮」が発生することがあり、高潮により区内の河川の水位も上昇し、氾濫が発生する可能性があります。暴風によって海水が海岸に吹き寄せられることでも、高潮が発生しやすくなります。

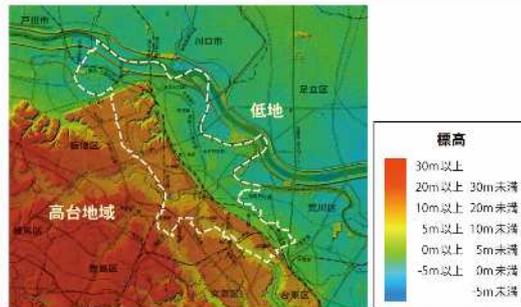
北区の地勢（土地の概況）

北区の地勢

● 地形の特徴

北区の地形は、西側の高台地域と東側の低地にはっきりと分かれています。標高の差は大きいところで約25mあり、8階のビルに相当するほどの高さです。

そのため、荒川が氾濫した際に浸水が想定される地域と浸水する可能性が低い地域がはっきり分かれています。



● 荒川による影響

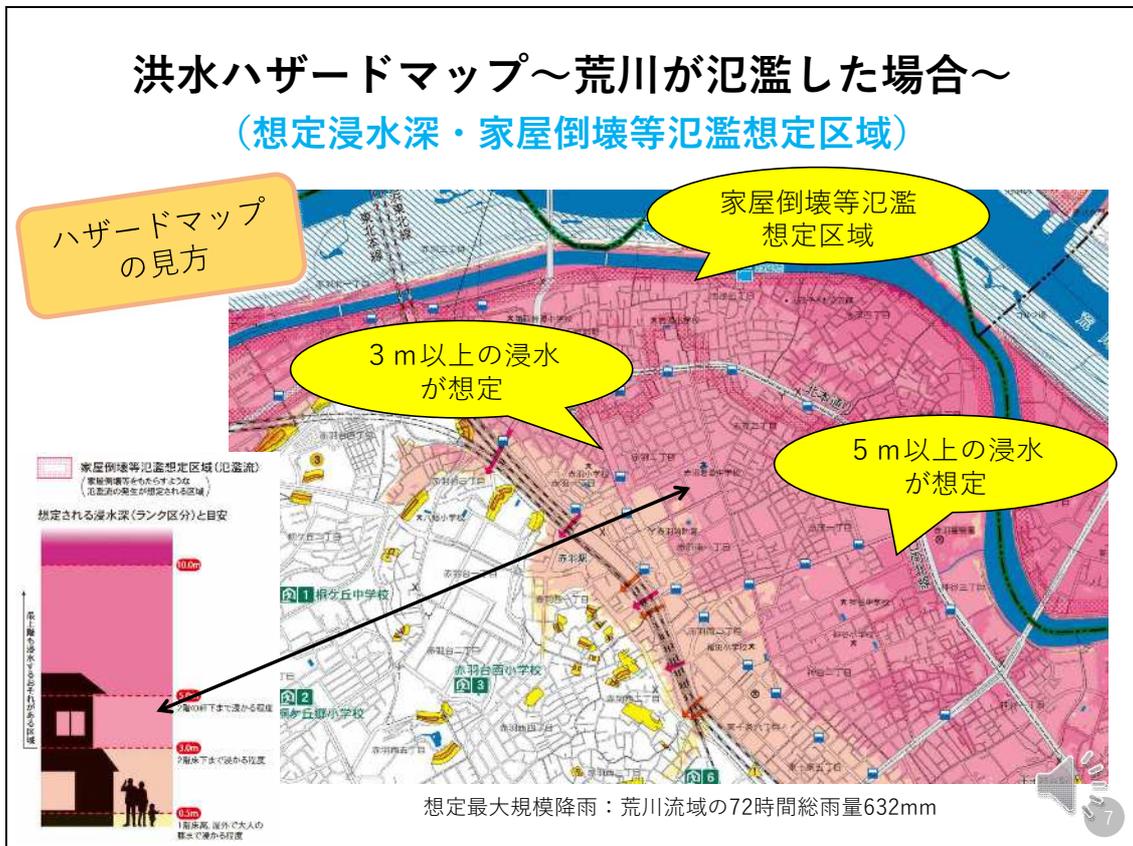
荒川が氾濫した場合、約20万人もの区民が暮らす低地部一帯に浸水被害が及ぶことが予想され、場所によってはその高さが3階以上に達し、また2週間以上もの間水が引かないことも想定されます。更に、荒川に近いエリアでは、堤防が決壊した場合、土砂交じりの濁流が一気に流れ出すことから、その勢いによって家屋が倒壊するおそれもあります（家屋倒壊等氾濫想定区域）。

低地から高台地域に避難すれば荒川氾濫からいのちを守ることができます。

しかし、高台地域には「土砂災害」の危険がある地域があり、避難する時は土砂災害にも注意が必要です。



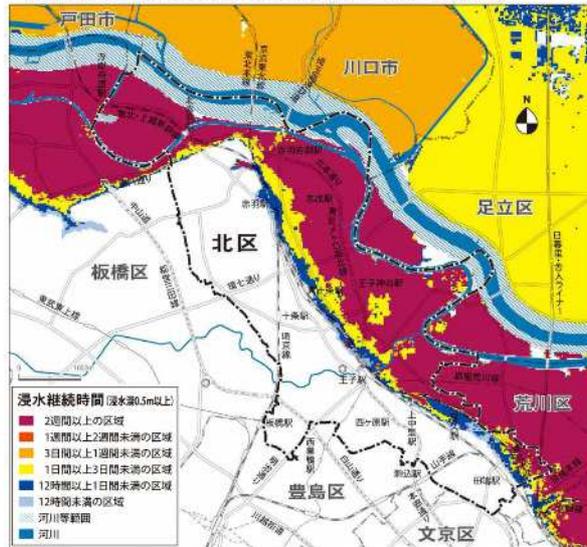
続いて、北区の地形的な特徴ですが、西側の高台地域と東側の低地がはっきり分かれていることが挙げられます。標高差は大きいところで約25メートル、建物で言うと8階に相当します。そのため、荒川が氾濫した場合、浸水が想定されている地域と浸水する可能性が低い地域がはっきりと分かれています。荒川が氾濫すると、約20万人が暮らす低地部一帯に浸水が予想され、場所によって建物の3階以上、また2週間以上もの間水が引かないことも想定されています。さらに、荒川に近い地域では、堤防が決壊した場合、濁流が一気に流れ出すことから、その水の勢いによって木造住宅であれば建物ごと流される、または倒壊するおそれもあります。一方で、高台地域があるので、荒川が氾濫する恐れがあるときは、低地部から高台地域に避難すればいのちを守ることができます。しかし、高台地域には土砂災害の危険がある地域があり、避難するときには土砂災害に注意が必要です。



続いて、荒川が氾濫した場合の洪水ハザードマップの見方をご紹介します。色が塗られているところは荒川の氾濫で浸水が想定されているところで、想定される浸水の深さによって色分けして表示されています。洪水ハザードマップは北区HP等でもご覧いただけます。例えば、矢印の赤羽岩淵中学校のところでは、3メートル以上5メートル未満の浸水が想定されています。建物で言いますと、2階の床上以上、2階の軒下ぐらいまでの浸水が想定されています。図の中にある家屋倒壊等氾濫想定区域とは、画面上ですとわかりづらいのですが、赤のたくさんの○で構成された線で囲われている範囲です。堤防が決壊した場合に氾濫した水が一気に流れ込み、木造住宅であれば建物ごと流されたり、家屋倒壊の危険がある地域のことです。

洪水ハザードマップ～荒川が氾濫した場合～ (浸水継続時間)

荒川が氾濫した場合に想定される浸水継続時間（水深50cm以上の状態が続く時間）を示しています。
(荒川水系入間川の洪水想定を含む)
多くの地域で2週間以上の間水が引かず、自宅等に戻れなくなることが予想されます。



0.5 m以上の浸水が **2週間以上継続** する可能性があります

洪水ハザードマップの右上には、浸水継続時間が載っています。これは、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある0.5m（50センチ）以上の浸水がどれくらい続くかというものです。荒川が氾濫した場合、多くの地域が、濃い紫色の2週間以上の区域となっています。つまり、荒川が氾濫して浸水すると2週間以上水が引かない可能性があります。



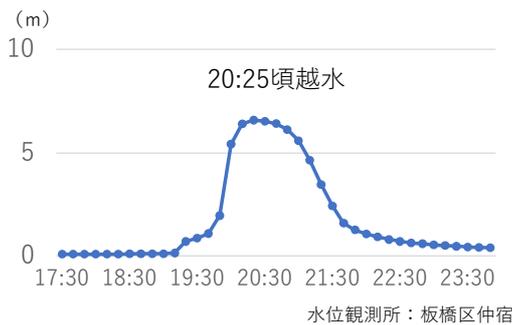
また、洪水ハザードマップには、土砂災害の危険な地域も示されています。高台地域で色が塗られているところが、土砂災害の危険があるところです。黄色で囲われたエリアは「土砂災害警戒区域」で、赤で囲われたエリアは「土砂災害特別警戒区域」です。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域よりも土砂災害の危険が高いところです。区内には、土砂災害警戒区域が95カ所あり、うち70カ所がいわゆるレッドゾーンと呼ばれる土砂災害特別警戒区域となっています。避難経路を考えるときは、できるだけ土砂災害の危険なところを通らないようにしましょう。なお、今回導入する避難確保計画作成支援システム上においても、避難経路を検討していただく作業がございます。また、北区では、土砂災害ハザードマップという、土砂災害に特化したハザードマップも発行しております。洪水ハザードマップと併せてご確認ください。なお、この度導入したシステムにおいては、各施設の住所等を参照し、想定浸水深・浸水継続時間・土砂災害警戒区域への該当、非該当について、予め入力しております。避難先については、想定される水害種別ごとにリスクのない場所を選定し、計画するようにお願いいたします。

中小河川の氾濫

■石神井川

短時間の激しい雨で水位が急激に上昇します

平成22年7月5日（月）、板橋区で1時間に114ミリの大雨が降り、石神井川が越水して北区堀船で浸水被害が発生しました。



明治通りが冠水（北区堀船）

10分間に**約3.5m**も水位が急上昇しました

■隅田川・新河岸川

荒川の水位が上昇すると岩淵水門を閉鎖して、隅田川の氾濫を防ぎます



続いて、北区を流れる中小河川の特徴についてお話します。まず、石神井川の特徴としては、短時間の激しい雨で水位が急激に上昇することが挙げられます。平成22年に北区堀船の溝田橋付近で石神井川が越水し、浸水被害がでました。このとき、上流にある板橋区にある水位観測所では、10分間に約3.5m水位が急上昇しました。次に、隅田川・新河岸川の特徴は、新河岸川は岩淵水門のところから隅田川に河川の名称が変わることです。普段は、荒川と隅田川はつながっています。しかし、大雨で荒川の水位が上昇すると、岩淵水門を閉鎖して、隅田川の氾濫を防ぎます。令和元年の東日本台風では、荒川の水位が上昇したとき、岩淵水門を閉鎖して隅田川の氾濫を防ぎました。そのため、隅田川が氾濫する危険性は、高くはないと考えられています。

大規模水害時の避難行動の基本方針

荒川の氾濫を伴う大規模水害時の避難の考え方

近年、全国各地で大雨や台風などによる大規模水害が発生しています。北区では、**荒川の氾濫**などの大規模水害に備え、避難行動のあり方を整理した「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を令和2年3月に策定しました。

ここでは、特に重要な第2条と第3条について解説します。基本方針は区のホームページでも公開していますので、詳細を知りたい方はこちら (<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosaikiki/bosai/suigai/kihonhousin.html>) を参照にしてください。

「大規模水害時の避難行動の基本方針」
～避難の心得五か条～

1. 自立して避難しましょう。
2. 災害を知りましょう。
3. 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
4. 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
5. 誰ひとり取り残されないようにするために、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

北区からの宣言
北区は全庁をあげて支援を行います。

原則、この基本方針に沿って避難確保計画を作成します



続いて、避難確保計画を作成するうえで重要となる「大規模水害時の避難行動の基本方針～避難の心得5か条～」をご紹介します。

避難の心得5か条は、

- 1 自立して避難しましょう。
- 2 災害を知りましょう。
- 3 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。
- 4 本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。
- 5 誰ひとり取り残されないようにするため、周囲の人に手を差し伸べましょう、差し伸べてもらえるようにしましょう。

以上5点となります。

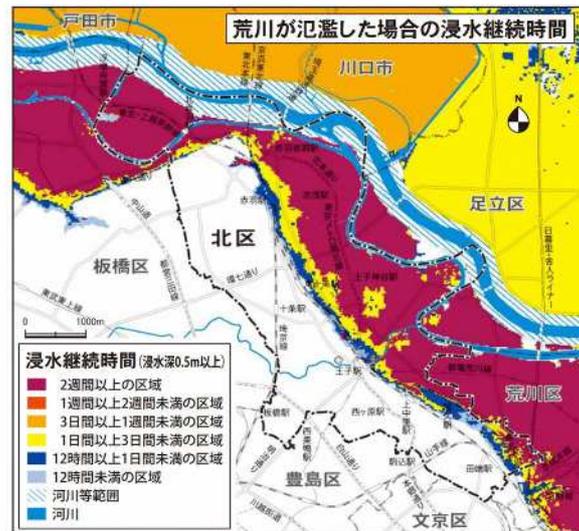
5か条のうち、第1条・第5条については、要配慮利用施設関係者の皆様におかれましては、支援をしていただく側にいらっしゃるため、説明を割愛いたします。第2条と第3条、第4条についてそれぞれ詳しく解説いたします。

大規模水害時の避難行動の基本方針

基本方針第2条 災害を知りましょう。

低地部の大部分は2週間以上浸水が継続!!

荒川が氾濫すると、場所によっては5m以上もの高さまで浸水し、**2週間以上もの間、水が引かないことが想定されます**。更に、荒川が氾濫する規模の水害が起きる場合、中小河川（石神井川、新河岸川等）の氾濫や、土砂災害等のさまざまな災害が、荒川氾濫より先に発生する可能性があります。荒川氾濫からの避難の際は、これらの災害の発生も考慮する必要があります。このような災害に関する知識を日頃から身に付け、避難行動を計画しましょう。



まず、基本方針の第2条「災害を知りましょう」について解説をします。荒川が氾濫すると、場所によっては5m以上もの高さまで浸水し、低地部の大部分の地域では2週間以上もの間、水が引かないことが想定されています。さらに荒川が氾濫する規模の水害が起きる場合、石神井川などの中小河川の氾濫、土砂災害などさまざまな災害が、荒川が氾濫するより先に発生する可能性もあります。このように、台風では広い範囲に大雨を降らせることによって、時間差または同時に複数の災害が発生する恐れがあります。最悪のシナリオの一つとしては、中小河川が氾濫した後に、荒川が氾濫するとすでに浸水がはじまっている中での避難となり、避難がより困難になり、場合によっては避難することができなくなります。台風が接近しているときは、荒川の氾濫、中小河川の氾濫、土砂災害の発生のすべてに注意を払わなければなりません。つまり、あらゆる災害から身を守る場所に事前に避難することが必要です。

大規模水害時の避難行動の基本方針

基本方針第3条 自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。

最も推奨する避難は遠くの高台への避難!!

● 避難の考え方

北区の地形は、西側の高台地域と東側の低地にはっきりと分かれており、荒川が氾濫した場合、低地部の大部分（約20万人が暮らす地域）が浸水することが想定されます。また5m以上浸水する地域も多くあることから、「できるだけ遠くの高台に避難すること」が基本になります。

北区では、大規模水害の発生が予想されるような場合は、浸水想定のない高台部の区立小中学校を中心に避難場所^{※1}を開設しますが、避難場所のスペースは限られており、決して快適な環境とはいえません。また人が密集すると感染症のリスクも高まります。そのため、区民の皆さまには、区外への避難も含めた安全な場所への早期の分散避難（最も推奨する避難）へのご協力をお願いします。



次に、基本方針の第3条「自宅にとどまらず、できるだけ遠くの高台に逃げましょう。」について解説をします。大規模水害が想定される際に北区がもっとも推奨する避難行動は、水害のある自宅、施設の方々におかれましてはその施設等となりますが、そこにとどまらず、雨や風が強くなる前に、できるだけ遠くの高台へと避難することです。大規模水害の発生が予想される場合は、浸水が想定されていない高台地域の区立小中学校を中心に避難場所が開設されます。しかしながら、避難場所のスペースは限られており、決して快適な環境とはいえません。また、人が密集することで、様々な感染症に感染するリスクも高まります。そのため、区外への避難も含めた安全な場所への早期分散避難も併せてご検討いただければと思います。

大規模水害時の避難行動の基本方針

基本方針第4条

本当に必要な人のために、車避難は避けましょう。

1. 水害による避難者の中には、徒歩で移動が困難で、自動車がないと避難できない人がいます。自動車が本当に必要な人のために、健康な方は、できる限り徒歩での避難をお願いします。
※車避難が必要な場合は自動車を使用してください。
2. 多くの区民が一斉に自動車で避難すると、狭い道路や橋で交通渋滞が起こり、逃げ切れない人が出てくる可能性があります。
3. 高台まで避難できたとしても、駐車できるスペースに限りがあります。自動車を使用して避難する場合は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令される前に移動を開始し、できるだけ区外に避難してください。

※原則、高台水害対応避難場所には駐車スペースはありません。避難場所周辺の駐車場に駐車をお願いします。



最後に、基本方針の第4条について解説をします。「本当に必要な人のために、車避難は避けましょう」とあります。作成対象である要配慮者利用施設には、徒歩で移動することが困難で車がないと避難できない利用者の方が多くいらっしゃると思います。その方々に関しては、なるべく早い段階で車を使用して避難していただければと思います。しかし、車を使わなくても避難できる方は、できる限り徒歩や公共交通機関で避難することをお願いしています。その理由としては、多くの区民が一斉に車で避難をはじめると、狭い道路などで交通渋滞が起こり、逃げ遅れる人がでる可能性があるからです。もし、車で避難することを検討されている方は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令される前での移動をご検討ください。なお、高台水害対応避難場所や福祉避難所には駐車スペースはありません。避難場所および福祉避難所周辺の駐車場等に駐車をお願いします。

水害時の避難方法と避難先

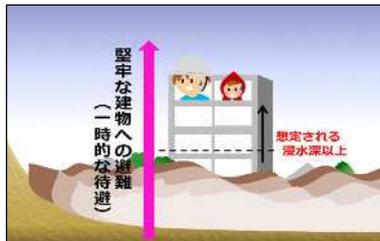
■ 水平避難（立退き避難）

水平（高台）避難を選択しましょう！



災害リスクの少ない（荒川氾濫による浸水のおそれがない）地域に避難する

■ 垂直避難（屋内安全確保）



災害が切迫し、高台まで移動する時間的余裕がない場合の**最後の手段**



続いて、荒川氾濫時の避難方法と避難先についてお話しします。避難の種類としては、施設から荒川氾濫による浸水の恐れがない地域まで避難する「水平避難」（別名：立退き避難）と施設内の浸水しない高いところ等に避難する「垂直避難」（別名：屋内安全確保）の2種類があります。垂直避難は、荒川氾濫の危険が差し迫っているとき、高台まで移動する時間的余裕がない場合の最後の手段です。基本方針の第3条でもお話しましたが、施設に留まらず、高台へと避難する水平避難を選択してください。

垂直避難（屋内安全確保）は最後の手段

水害からいのちを守ることができても、生活環境の悪化でいのちを落とす恐れも

緊急安全確保

高台へ移動する時間的な余裕がない場合に限り、堅牢で高い建物（コンクリート、重量鉄骨造など）の上階に避難する。



※堅牢でない建物の上階への避難は絶対にやめてください。

▲こうならないように遠くの高台に避難しましょう



こちらの図は垂直避難（屋内安全確保）を行い、浸水地域内に留まった場合の生活環境のイメージです。このイメージは個人の自宅について記載しておりますが、低地部の施設においても、同様の状況になることが推察されます。荒川が氾濫して浸水すると、2週間以上水が引かず、電気・ガス・上下水道といったライフラインはすべて機能が停止する可能性があります。施設に留まり孤立すると、数日以上浸水が継続する地域では、「暑い中、エアコンが使えない」「水が出ず飲み水がない」「停電で冷蔵庫が使えず食べるものがない」「断水してトイレが流れない」など、生活環境の悪化により、新たな命の危機が生じる可能性があります。つまり垂直避難は、水害からいのちを守ることができても、生活環境の悪化でいのちを落とす恐れがあります。そのため、避難する時間的な余裕がない場合除き、垂直避難は行わないようにしてください。

水平（高台）避難した場合の避難先

避難とは「身の安全を確保する」こと。

区が開設する避難場所に行くことだけが避難ではありません。

身の安全を確保できるのであれば、どこに避難してもいいのです。

荒川氾濫の恐れがあるときの避難について、系列事業所や普段関わりのある福祉サービスの事業者様が運営する福祉施設や医療機関に相談等もご検討ください。

最も推奨する避難先

北区外の高台（災害リスクが少ない場所）

避難先の例：系列事業所や、普段関わりのある福祉サービスの事業者様が運営する福祉施設、民間宿泊施設等

次に推奨する避難先

北区が開設する準補完型の高台福祉避難所または高台水害対応避難場所

要配慮者利用施設からの避難者は、要配慮者用のスペースである「福祉避難室」や高台福祉避難所（準補完型）に避難することを想定しています。

※但し、スペースには限りがあります。



次に、水平避難で高台に避難した場合の避難先についてお話をします。避難とは、「身の安全を確保する」ことで、区が開設する避難場所に行くことだけが避難ではありません。つまり、身の安全を確保できるのであれば、どの場所に避難してもいいのです。まずは、高台部にある系列事業所や、普段関わりのある福祉サービスの事業者様が運営する福祉施設や医療機関などへの避難も検討してください。その他、区が最も推奨する避難先は、災害リスクが少ない北区外の高台部です。避難先としては、民間宿泊施設などの活用も手段としては有りうるかと思えます。北区外へ避難する場合は必ず避難先の自治体のハザードマップにて、その避難先が洪水あるいは土砂災害のリスクが無い場所であるかを確認してください。次に推奨する避難先としては、北区が開設する準補完型の高台福祉避難所、または高台水害対応避難場所です。高台水害対応避難場所は一般の避難者も避難しますが、要配慮者の方には「福祉避難室」に避難することを想定しています。但し、スペースには限りがありますので、福祉避難室に避難することができない場合もあります。準補完型の高台福祉避難所については、後ほど説明いたします。

区が開設する避難場所

想定する水害によって開設する避難場所が異なります

大型台風

▼ 荒川・中小河川の氾濫・土砂災害を想定

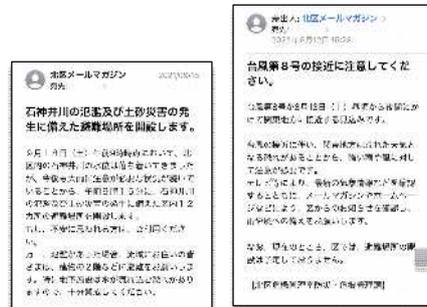
高台水害対応避難場所

集中豪雨

▼ 石神井川の氾濫・土砂災害を想定

水害対応避難場所

※ 北区防災ポータルや北区メールマガジンなどで、どこの避難場所が開設されているかを確認してから避難行動を取りましょう。



北区では、令和2年に水害時の避難場所の名称を見直しました。想定される水害によって区が開設する避難場所が主に2種類あります。まず、荒川上流域を含めた広範囲に雨が降るような大型台風の接近など、荒川の氾濫のおそれがある場合には、「高台水害対応避難場所」が開設されます。浸水期間が長時間にわたることや台風の接近などは前もって予測が可能のため、浸水のおそれが少ない高台地域にだけ避難場所を開設します。一方、集中豪雨により石神井川の氾濫や土砂災害の発生が想定される場合には、「水害対応避難場所」が開設されます。台風が接近しているとき、どこの避難場所が開設されるかはその時々台風の情報や気象情報などを踏まえて北区が判断します。区が開設する高台水害対応避難場所・水害対応避難場所への避難をされる際には、北区防災ポータルや北区メールマガジンなど、北区から発表される情報を収集してから行動しましょう。避難確保計画では、各水害について検討していただきますが、中でも特に荒川氾濫、つまり、高台水害対応避難場所が開設されるとき避難について検討していただくことに重きを置いております。

高台福祉避難所の種類

〈参考〉※避難先に選択することができません。

分類	位置付け	該当施設	受入対象
高台福祉避難所 (介護型)	要支援者のうち、専門的なケアを要する要介護度が高い方を受入れるための避難所	介護施設等	個別避難計画対象者(優先度 A・B)
高台福祉避難所 (補完型)	通所型及び介護型に避難できない要支援者のうち、避難場所等での生活が困難な方を受入れるための避難所	区内ふれあい館等	個別避難計画対象者(優先度 A・B)
高台福祉避難所 (準補完型)	要支援者及び要配慮者利用施設の避難確保計画の対象者を受入れるための避難所。	北区立小・中学校等	要配慮者利用施設避難確保計画対象者及び個別避難計画対象者(優先度 A・B)

※ 要配慮者利用施設の福祉避難所での受入れは【準補完型】の福祉避難所のみとなります。



続いて、高台福祉避難所の種類について説明いたします。避難先として高台福祉避難所を設定する場合、要配慮者利用施設、避難確保計画対象者が選択できるのは、【準補完型】の高台福祉避難所、つまり高台福祉避難所になる一部の小学校・中学校等のみとなります。介護施設や区内ふれあい館等にも介護型、補完型として高台福祉避難所を設置する予定ですが、個人の避難行動要支援者の方の避難先として使用するため、要配慮者利用施設の避難確保計画対象者は避難できませんので、ご注意ください。

避難に必要な避難情報と防災気象情報

水害・土砂災害からいのちを守るために重要な“**情報**”

防災行動を取るきっかけとなるトリガー情報

防災気象情報	気象庁や国土交通省、東京都が発表する気象警報、洪水予報、土砂災害警戒情報などで、段階的（例：注意→警戒→危険）に 災害の危険性を知らせてくれる情報 です。
避難情報	防災気象情報などの様々な情報をもとに、北区が総合的に災害の危険性を判断し、 住民に避難を促す情報 です。



続いて、避難行動を開始するタイミングなど、防災行動のトリガーとなる避難情報と防災気象情報についてお話をします。風水害からいのちを守るためには、「情報」がとても重要です。災害の危険が迫っているときに、どんな情報が出されて、情報にはどんな意味があるのかを理解しておくことが、水害・土砂災害からいのちを守るためにとても大切なことです。防災行動のトリガーとなる情報は二つあります。一つは防災気象情報です。気象庁や国土交通省、東京都が発表する気象警報、洪水予報などで、注意、警戒、危険と段階的に災害の危険性を知らせてくれる情報です。もう一つは避難情報です。防災気象情報などの様々な情報をもとに、北区が総合的に災害の危険性を判断し、住民に避難を促す情報です。防災気象情報は「段階的に危険性を知らせてくれる情報」、避難情報は「災害の危険が迫っているときに、区民に避難を促すための情報」です。

5段階の警戒レベルと避難情報

警戒レベルと取るべき行動を理解しておきましょう！

高
↑
災害切迫度

警戒レベル 5 (行動：命の危険 直ちに安全確保！)
緊急安全確保

※警戒レベル5（緊急安全確保）は、必ず発令されるものではありません。

~~~~~ **警戒レベル4までに必ず避難！** ~~~~~

**警戒レベル 4** (行動：危険な場所から 全員避難！)  
**避難指示**

**警戒レベル 3** (行動：危険な場所から 高齢者等は避難！)  
**高齢者等避難**

要配慮者利用施設・避難行動要支援者を対象に  
「**要支援者避難開始**」のお知らせ


最初に、5段階の警戒レベルと北区が発令する避難情報についてお話しします。警戒レベルごとに、住民が取るべき行動が示されています。避難情報は、災害の切迫度に応じて3つあります。一つ目は、警戒レベル3「高齢者等避難」です。災害の恐れがある状況で、危険な場所にいる高齢者など避難に時間がかかる人は避難を開始しましょうという情報です。二つ目は警戒レベル4「避難指示」です。災害の恐れが高い状況で、危険な場所にいる人は全員避難行動を開始しましょうという情報です。この警戒レベル4については令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化されました。従来の作成済の計画等における、避難勧告につきましては避難指示に読み替えてご対応いただきます様、お願いいたします。三つ目は、警戒レベル5「緊急安全確保」です。災害が発生又は切迫しており、命が危険な状況ですので、直ちに身の安全を確保しましょうという情報です。警戒レベル5は、もっとも高い警戒レベルで、被害の状況などを確実に把握できるものではないことから、必ず発令されるものではなく、発令されてもすでに危険が差し迫っている状況です。避難情報を避難開始のタイミングにする場合は、警戒レベル5を待つことなく、警戒レベル4までに必ず避難してください。

なお、要配慮者利用施設におかれましては、避難に時間がかかる利用者の方が多いと推察されるため、警戒レベル3【高齢者等避難】での避難行動開始を推奨しております。このほか、北区では独自に、警戒レベル3を発令する前に、要配慮者利用施設・避難行動要支援者を対象により早い段階で避難を呼びかける「要支援者避難開始」のお知らせをすることとしています。

| 5段階の警戒レベルに相当する防災気象情報   |                                            |                                  |                                  |                               |                    |
|------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 |                                            |                                  |                                  |                               |                    |
| 警戒レベル相当情報              | 洪水等に関する情報                                  |                                  |                                  | 土砂災害に関する情報<br>(下段:土砂災害の危険度分布) | 高潮に関する情報           |
|                        | 水位情報がある場合<br>(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)         | 水位情報がない場合<br>(下段:洪水警報の危険度分布)     | 内水氾濫に関する情報                       |                               |                    |
| 避難情報<br>緊急安全確保         | 5相当<br>氾濫発生情報<br>(危険度分布:黒<br>(氾濫している可能性))  | 大雨特別警報(浸水害)※2<br>危険度分布:黒<br>(危険) | 大雨特別警報(土砂災害)<br>危険度分布:黒<br>(危険)  | 高潮氾濫発生警報※3                    |                    |
| 避難指示                   | 4相当<br>氾濫危険情報<br>(危険度分布:紫<br>(氾濫危険水位超過相当)) | 危険度分布:紫<br>(危険)                  | 内水氾濫危険情報<br>(水位超過下水道において発表される情報) | 土砂災害警戒情報<br>危険度分布:紫<br>(危険)   | 高潮特別警報※4<br>高潮警報※4 |
| 高齢者等避難                 | 3相当<br>氾濫警戒情報<br>(危険度分布:赤<br>(避難判断水位超過相当)) | 洪水警報<br>危険度分布:赤<br>(警戒)          | 大雨警報(土砂災害)<br>危険度分布:赤<br>(警戒)    | 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報       |                    |
|                        | 2相当<br>氾濫注意情報<br>(危険度分布:黄<br>(氾濫注意水位超過))   | 危険度分布:黄<br>(注意)                  | 危険度分布:黄<br>(注意)                  |                               |                    |
|                        | 1相当                                        |                                  |                                  |                               |                    |

出典:内閣府「避難情報等について(スライド形式)」

次に、5段階の警戒レベルに相当する防災気象情報についてです。これらの情報を知っておくと、発表された情報がどの警戒レベルに相当する情報かがわかります。避難情報だけではなく、防災気象情報も活用しながら避難のタイミングを検討していただく様をお願いいたします。荒川では、赤い点線のように、水位情報に基づいて段階的に洪水予報を発表して、洪水の危険性を住民に知らせています。

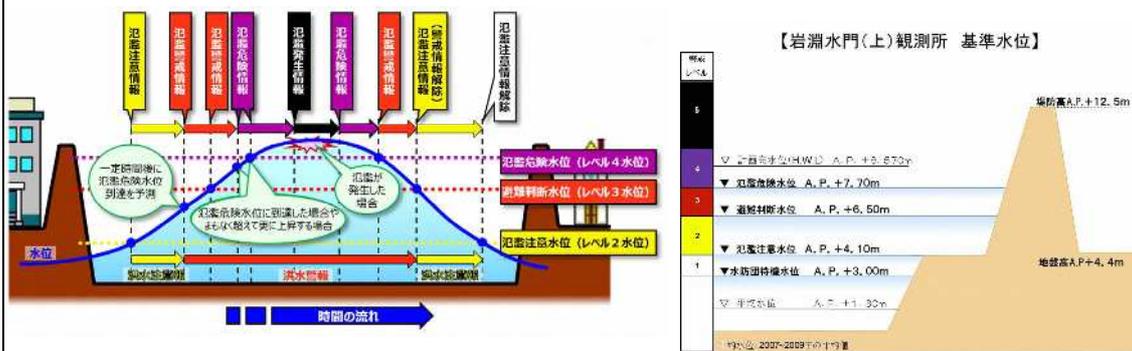
## 避難の判断に役立つ主な防災気象情報

住民の避難行動の参考となるように、国土交通省と気象庁が共同して発表します。

### 荒川洪水予報

荒川洪水予報区間の基準観測所

(上流から 熊谷 (熊谷市) → 治水橋 (さいたま市) → 岩淵水門 (上) (北区))



出典：気象庁ホームページ

出典：荒川下流河川事務所資料

基準観測所での **6時間先まで**の水位の予測情報も発表されます

防災気象情報には様々な種類がありますが、今回は荒川氾濫に直結する防災気象情報として荒川洪水予報についてご紹介します。荒川では水位が上昇すると、基準観測所ごとに設定された水位に応じて「氾濫注意情報」「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」と段階的に発表され、氾濫が発生すると「氾濫発生情報」が発表されます。氾濫危険情報は、氾濫危険水位に到達したときだけではなく、3時間以内に氾濫危険水位を超えることが予測されたときにも発表されます。荒川の洪水予報区間には水位を観測する3つの基準観測所があります。上流から熊谷市にある熊谷観測所、さいたま市にある治水橋観測所、北区にある岩淵水門(上)観測所です。水位は最も上流にある熊谷の観測所から水位が上昇します。熊谷観測所で氾濫危険水位を超えると、「荒川氾濫危険情報」が発表されます。このとき、最も下流にある岩淵水門(上)観測所の水位がまだ高くはなっていない「平常」の場合もあります。北区防災ポータル・北区メールマガジン等で洪水予報を確認したら、詳細ページを開いてどこの観測所で水位が上昇しているかを確認しましょう。特に、治水橋観測所で水位が上昇した数時間後に岩淵水門(上)観測所の水位が上昇して北区での氾濫危険性が高まります。

## 避難情報と防災気象情報の収集方法

- **北区防災ポータル**  
※令和6年8月1日アプリ版もリリースしました
- 防災行政無線  
放送確認ダイヤル：0120-061-724
- 北区公式X（旧Twitter）
- **北区メールマガジン（防災・気象情報）**
- 北区 防災気象情報サイト（北区ホームページ）
- 北区 水位・雨量情報システム（北区ホームページ）
- 緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール
- Yahoo!JAPAN 天気・災害
- Yahoo!防災速報アプリ
- 東京都防災アプリ
- **地上デジタルテレビデータ放送**
- **避難確保計画作成支援システム（要配慮者利用施設）**

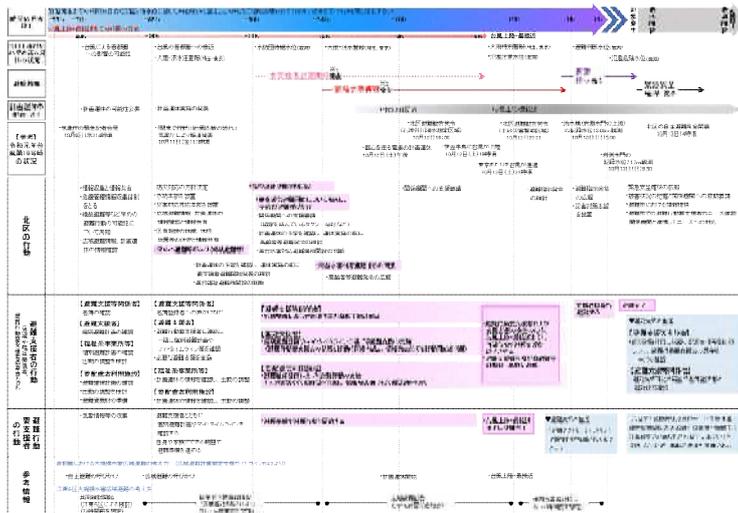


さて、これまでご紹介した避難情報や防災気象情報を収集する方法は様々あります。区民への情報伝達方法として屋外スピーカーの「防災行政無線」がありますが、風雨が強いときには屋外の無線放送は聞こえない可能性があります。聞こえないときや聞き取れなかったときは、放送確認ダイヤル（0120-061-724）に電話をすると、放送した内容を確認することができます。通話料は無料です。北区防災・危機管理課でおすすめしている情報収集の方法としては、北区防災ポータルや北区防災アプリの閲覧、北区メールマガジンへの登録と地上デジタルテレビのデータ放送での情報収集です。北区防災ポータル・北区防災アプリでは、各種防災気象情報を確認できるほか、区が発信する避難情報や避難場所の開設・混雑状況を閲覧することができ、防災無線で放送した緊急情報も文字情報で確認することができます。なお、記載の通り、要配慮者利用施設の皆様方に置かれましては、荒川氾濫等の大規模水害の発災が危ぶまれる際に、この度導入した避難確保計画作成支援システム上においても、情報提供をさせていただきます。そちらも他の情報と併せてご確認ください。

# 避難のタイミングの考え方

## 北区避難支援タイムライン

荒川氾濫が想定されるような台風等による大雨の際の、避難行動や避難情報発令のタイミングを想定したタイムライン



次に、避難のタイミングの考え方についてお話しします。北区では、マイ・タイムラインと同様に、避難行動要支援者を対象に、荒川氾濫が想定されるような台風等による大雨が降ったときの、避難行動や避難情報発令のタイミングを定めた避難支援タイムラインを策定しています。

## 避難のタイミングの考え方

「北区避難支援タイムライン」に基づく各タイミングで想定される状況及び注意点は以下のとおりです。

| 避難タイミング                               | 想定される状況及び注意点                                                                                                                              |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難指示<br>(警戒レベル4)                      | 災害発生のおそれが高いことから、避難指示（警戒レベル4）が発令された状況。雨風が強くなり公共交通機関も運休している可能性が高いため、区内の高台水害対応避難場所へ避難することが推奨されます。また、車での避難は渋滞が予想されるため困難になります。                 |
| 高齢者等避難<br>(高台水害対応避難場所の開設)<br>(警戒レベル3) | 災害発生のおそれがあることから、高齢者等避難開始（警戒レベル3）が発令された状況。これに伴い、多くの区民が避難を始める可能性が高く、この時点で自家用車を使用した避難が困難になると予想されます。                                          |
| 要支援者避難開始<br>(高台福祉避難所の開設)              | 災害発生のおそれがあることから、区からのお知らせである「要支援者避難開始」が発表された状況。これに伴い高台福祉避難所の開設が行われるため、高台福祉避難所を避難先として設定している要支援者は避難を開始します。なお、高台水害対応避難場所は開設状況を確認してから避難を開始します。 |
| それ以前のタイミング                            | 雨などが強くなる前であり、大多数の人はまだ避難行動に移らないため、スムーズな避難が可能です。区が開設する避難場所等は開設していないため、縁故避難等自分で避難先を検討する必要があります。                                              |

北区避難支援タイムラインに基づく、各タイミングで想定される状況や注意点についてご説明します。一番下の北区独自のお知らせする「要支援者避難開始」以前のタイミングとしては、まだ区では避難場所などは開設していない段階です。多くの人はまだ避難行動をとっておらず、また、雨などが強くなる前でより安全にスムーズに避難することができます。しかし、区では避難場所や高台福祉避難所を開設していませんので、関連施設など自ら避難先を確保して縁故避難することが必要です。次に、区独自の「要支援者避難開始」のお知らせが発表されたときは、区では高台福祉避難所を開設します。高台福祉避難所を避難先としている場合には、この時点で避難を開始します。一方、高台水害対応避難場所はまだ開設されていません。準補完型の高台福祉避難所を避難先に設定している要配慮者利用施設については、避難先の高台福祉避難所が開設されたことをご確認のうえ、避難を開始してください。徐々に荒川氾濫の恐れが高まってくると次に、区は警戒レベル3「高齢者等避難」を発令します。区では高台水害対応避難場所を開設します。高台水害対応避難場所を避難場所として設定している、要配慮者利用施設の利用者の車以外での避難は、このタイミングを目安に避難をはじめてください。なお、この避難情報をきっかけに、要支援者の他にも多くの区民が避難をはじめめる可能性が高く、この時点では車

を使用した避難が困難になることが予想されます。さらに荒川氾濫の危険が高まると次に、区は警戒レベル4「避難指示」を発令します。高台へと避難できる最後の避難開始のタイミングです。雨風が強くなり公共交通機関も運休している可能性が高く、区内の高台水害対応避難場所へ避難することが推奨されます。また、車での避難は渋滞が予想されるため困難になります。そして、これ以降は、高台へと避難することが難しくなります。避難のタイミングは、要支援者の方は警戒レベル3までに避難を開始し、警戒レベル4が最後のチャンスと考えてください。以上が「①水害や避難に関する基礎知識」の説明となります。

# 避難確保計画概要説明編 (②法律や事業経緯)

～ 荒川氾濫から施設利用者のいのちを守るために ～



北区役所防災・危機管理課



説明：北区防災・危機管理課職員



さてここからは、避難確保計画作成の必要性について、法律や事業経緯を交えながら解説していきます。

## 避難確保計画とは

全国各地で頻発する自然災害に対し、利用者の安全確保のため、地域防災計画に定められた**要配慮者利用施設**の所有者または管理者が事前に作成する**避難行動計画**です。



まず最初に避難確保計画についてご説明いたします。そもそも避難確保計画とは、全国各地で頻発する自然災害に対し、利用者の安全確保のため、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者が事前に作成する避難行動計画のことを指します。

## 避難確保計画の法的根拠

『水防法』 第十五条の三

『土砂災害防止法※』 第八条の二

※正式名称は、

『土砂災害警戒区域等における  
土砂災害防止対策の推進に  
関する法律』



避難確保計画作成の法的根拠は2つあります。まず1つ目が「水防法」第十五条の三であり、2つ目が『土砂災害防止法』第八条の二です。「水防法」第十五条の三では、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない、と記載されています。また土砂災害防止法 第八条の二では、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない、と記載されてます。

## 法律の要旨

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、以下の3点が義務となります。

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施
- ③ ①②の区への報告



法律の要旨をまとめますと、要配慮者利用施設の所有者または管理者は、以下の3点が義務となります。

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施
- ③①②の区への報告

## 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として  
防災上の配慮を要する方が利用する施設

### 〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等



さて、ここで要配慮者利用施設について、解説いたします。要配慮者利用施設とは社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設のことを指しており、スライドに表示されている施設がその一例となります。

## 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として  
防災上の配慮を要するものが利用する施設

### 〔学校〕

- ・ 幼稚園
- ・ 小学校
- ・ 中学校
- ・ 義務教育学校
- ・ 高等学校
- ・ 中等教育学校
- ・ 特別支援学校
- ・ 高等専門学校
- ・ 専修学校  
(高等課程を置くもの) 等

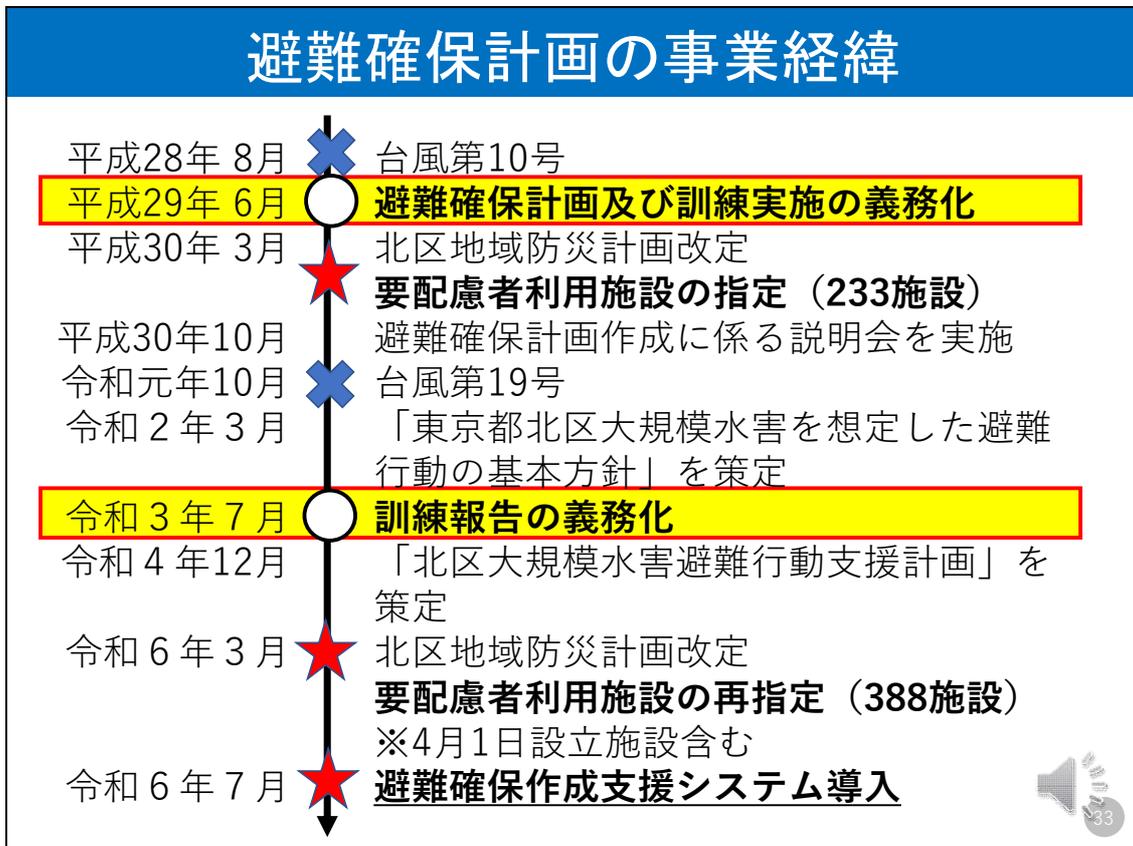
### 〔医療施設〕

- ・ 病院
- ・ 診療所
- ・ 助産所 等

これらの施設で、河川による  
**浸水**や**土砂災害警戒区域**に立地している場合、区の地域防災計画の要配慮者利用施設として指定しています。

これらの施設で、河川による浸水の恐れがある場合や土砂災害警戒区域に立地している場合、区の地域防災計画の要配慮者利用施設として指定しています。令和6年3月北区では地域防災計画の改定があり、その際に対象施設の見直しを行い、再選定・再指定をいたしました。今回の指定では国が例示しているすべての社会福祉施設・学校・医療施設を指定しており、前回平成30年3月の指定数233施設から388施設へ大幅に指定数が増加することとなりました。





続いて、これまでの避難確保計画の事業の経緯について、ご説明いたしました内容も含めてまとめます。まず最初に平成28年8月の台風10号の際に、避難確保計画作成の契機となる被害が発生します。岩手県のグループホームに入所していた方9名が河川の氾濫から逃げ遅れてしまった為に、亡くなってしまったという甚大な被害のものでした。この事件を契機に平成29年6月に水防法・土砂災害防止法の一部が改正され、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地が定められている要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられることとなりました。そして平成30年3月北区では地域防災計画が改定されたことに伴い、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の名称及び所在地が、地域防災計画に掲載されることとなり、同年10月に避難確保計画作成に係る説明会を対象施設に実施いたしました。それ以降、北区では多くの施設管理者様のご協力より、書面による計画のご提出をいただくこととなりました。その後発生した令和元年10月の台風19号では、荒川氾濫の危険性がより現実的なものとして認知される様になります。北区ではその対策として、令和2年「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を策定し、行政の支援方法の方向性を定めただうえで、令和4年12月に「北区大規模水害避

難行動支援計画」を策定し、避難行動要支援者の避難についての考え方を整理しました。さきほどの「①水害や避難に関する基礎知識」にて説明した内容はこの2点を踏まえたうえでの説明となっております。またこの2点は区のHPでも公開しておりますので、お時間がありましたらこちらも併せてご確認ください。そしてその間、令和3年7月に国のほうでも動きがあり、訓練の報告について義務化がされることとなりました。そしてさらに令和6年3月に再度、北区地域防災計画が改定されたことに伴い、対象施設の見直しを行い、再選定・指定をいたしました。見直しの詳細としては、前回の指定後に新規設立された施設の追加、施設種別として中学校・高校を追加、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定数増加による追加などがあげられます。これにより大幅に対象施設数が増加することとなり、今回北区では避難確保計画作成支援システムの導入にいたることとなりました。本システムが導入されることで従来の書面による提出は廃止となり、ネット上での計画作成・提出が可能となりました。以上が法律や事業経緯のご説明となります。

# 避難確保計画概要説明編 (③計画作成時の注意事項)

～ 荒川氾濫から施設利用者のいのちを守るために ～



北区役所防災・危機管理課



説明：北区防災・危機管理課職員



最後に、ここからは実際に各施設の方々に避難確保計画を作成・入力していただくにあたっての注意事項についてご説明いたします。

## 避難確保計画作成の入力に当たって

まず最初に  
避難確保計画作成支援システムでは  
施設の立地等を考慮して最初から入力  
されている項目や、入力をしていく  
うえで参考となる記入例、マニュアル  
もご用意しています。これらをうまく  
ご活用いただき、各施設の  
実情に合わせて計画を  
ご作成・ご提出ください。



避難確保計画作成の入力に当たって、まず最初にお伝えしたいことは、今回新規で導入をいたしました避難確保計画作成支援システムは、国の様式に準拠しており、システム内には施設の立地等を考慮して最初から入力されている項目や、入力をしていくうえで参考となる記入例、またマニュアルもご用意しております。避難の計画を作成して提出していただきと言われると身構えてしましますが、これらをうまくご活用いただくことで比較的容易に計画を作成することができる様になっていますので各施設の実情に合わせて、計画をご作成のうえご提出いただけますと幸いです。

## ハザードマップについて

水害ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップは定期的に更新されます。避難確保計画を作成する際は最新のハザードマップをご利用ください。  
最新のハザードマップは北区公式HPよりご確認ください。



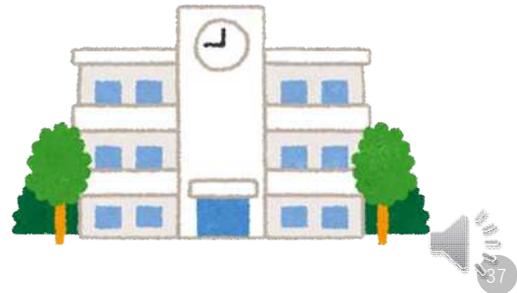
次に最新版のハザードマップについてご案内いたします。水害ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップは避難場所の変更や土砂災害警戒区域指定の増減等により定期的に更新がなされます。計画を作成する際は最新のハザードマップをご利用ください。最新のハザードマップについては北区公式ホームページよりご確認ください。



## 最新の変更情報について

避難行動要配慮者の避難先を確保するため、高台にある比較的新しい学校を「高台福祉避難所（準補完型）」として新たに4カ所指定いたしました。

区ホームページ上の最新の水害ハザードマップでも、記載されていない情報であるためご注意ください。



また最新の水害ハザードマップにも記載されていない、最新の変更情報についてもお知らせいたします。避難行動要配慮者の避難先を確保するため、高台にある比較的新しい学校を「高台福祉避難所（準補完型）」として新たに4カ所指定いたしました。区ホームページ上の最新の水害ハザードマップでも、記載されていない情報であるためご注意ください。

## 最新の変更情報について

### 高台福祉避難所（準補完型）

- ① 田端中学校
- ② 十条富士見中学校（避難場所番号：10）
- ③ 滝野川紅葉中学校（避難場所番号：12）
- ④ 稲付中学校（避難場所番号：4）

※ 高齢者・障害者等の福祉施設の入所者・通所者等、要配慮者の方を優先的に受け入れます。

※ すでに上記施設を避難先に指定している施設は継続してご利用いただけます。

（HPに記載されている高台水害対応避難場所からは削除されている為、ご注意ください。）

具体的に高台福祉避難所（準補完型）として指定を行ったのは、田端中学校、十条富士見中学校、滝野川紅葉中学校、稲付中学校の4校となります。なお、スライドに記載の避難場所番号は、令和4年4月時点の洪水ハザードマップに記載の高台水害対応避難場所の番号となっております。従来、高台水害対応避難場所として一般の方を含めての避難場所として指定されていた4校は、要配慮者の方が優先してご利用いただける高台福祉避難所（準補完型）として避難場所としての分類が変更となりました。以上4校をすでに避難先として指定している施設におかれましては、今後も継続してご利用いただく事が出来ますので、ご安心ください。ただし、分類が変更となったことに伴い北区HP等、高台水害対応避難場所からは記載が削除されている為、ご注意ください。

## 施設ごとのリスクについて

|                                                                            |            |                 |       |
|----------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|-------|
| 洪水（浸水深）                                                                    | 3.0～5.0m未満 | 洪水※<br>（浸水継続時間） | 2週間以上 |
| ※（ただし、孤立の可能性あり）と記載のある施設については、3日以上浸水が想定される区域に囲まれております。                      |            |                 |       |
| 家屋倒壊等氾濫想定区域内の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 |            |                 |       |
| 高潮（浸水深）                                                                    | 1.0～3.0m未満 | 高潮<br>（浸水継続時間）  | 1週間以上 |
| 土砂災害                                                                       | 対象         |                 |       |

図 1

**浸水深**→何メートルの高さまで水に浸かるのか

**浸水継続時間**→どれぐらいの期間水が引かないのか

**家屋倒壊等氾濫想定区域**→木造2階建ての家屋が倒壊する様な激しい氾濫流が発生する可能性がある地域。（主に河川に特に近い地域）

**土砂災害**→急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）



次に施設ごとのリスクについてご説明いたします。図1は実際にシステムにログインし、施設情報編集の画面にて示される施設ごとのリスクの画面の一部です。「①水害や避難に関する基礎知識」でご説明いたしましたとおり、「浸水深」とは洪水や高潮が発生した場合に何メートルの高さまで水に浸かってしまうのかということを示しており、「浸水継続時間」とは同じく洪水や高潮が発生した場合に、どれぐらいの期間水が引かないのかということを示しています。なお（ただし、孤立の可能性あり）と記載のある施設については、該当する浸水継続時間は比較的短い時間となっておりますが、その周囲を浸水継続時間が長い地域に囲われており、垂直避難が選択できない施設であるためご注意ください。また家屋倒壊等氾濫想定区域とは、木造2階建ての家屋が倒壊する様な激しい氾濫流が発生する可能性のある地域のことを指しており、区内で河川に特に近い地域が主に指定されています。その場合は、該当「有」にチェックがついており、こちらも垂直避難は選択できない地域となっております。続いて土砂災害についてです。北区の場合は急傾斜地の崩壊、いわゆるがけ崩れの危険性があり、その該当のある施設は「対象」という表記がなされています。

## 施設ごとのリスクについて

河川詳細

| 対象河川         | 該当有無                                                           | 最大浸水深      | 浸水継続時間 ※ | 水屋倒壊等危険想定区域の該当の有無                                              |
|--------------|----------------------------------------------------------------|------------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 荒川           | <input type="radio"/> 該当なし <input checked="" type="radio"/> 該当 | 3.0～5.0m未満 | 2週間以上    | <input type="radio"/> 該当なし <input checked="" type="radio"/> 該当 |
| 石神井川および白子川流域 | <input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 該当 | 対象外        | 対象外      | <input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 該当 |
| 神田川流域        | <input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 該当 | 対象外        | 対象外      | <input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 該当 |
| 新河岸川及び隅田川    | <input type="radio"/> 該当なし <input checked="" type="radio"/> 該当 | 0.5～1.0m未満 | 対象外      | <input checked="" type="radio"/> 該当なし <input type="radio"/> 該当 |

※（ただし、孤立の可能性あり）\*と記載のある施設については、3日以上浸水が想定される区域に囲まれております。

土砂災害詳細

警戒区域（急傾斜）       特別警戒区域（急傾斜）

図 2

河川詳細→各施設の河川ごとのリスク該当有無  
 土砂災害詳細→警戒区域の該当、特別警戒区域の該当

図 1 および図 2 のリスクについては区が事前に施設ごとの該当リスクをシステムに登録済みであり変更不可。

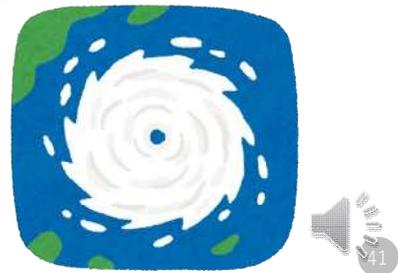
図2は先ほどの図1の続きの表記部分となります。河川詳細では各施設の河川ごとのリスク該当有無が示されており、土砂災害詳細では土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の該当の有無を示しています。図1および図2の施設ごとにおけるリスクについては、「①水害や避難に関する基礎知識」でもご説明いたしましたとおり、区が事前に施設ごとのリスクを精査しシステムへ登録済みであるため、各施設での変更は出来ない仕様となっております。あらかじめご了承ください。各施設において、該当しているリスクに対しての計画作成をお願いいたします。

## 事前休業の判断について

通所型の施設の場合は、避難情報や防災気象情報等を参考にして事前休業の措置をとることが、施設利用者の安全確保につながります。

### 事前休業の判断基準例

- ・ 荒川氾濫のおそれがあり、早期注意情報（警報級の可能性）「中」または「高」が発表されている場合
- ・ 大型台風の襲来が予想される場合
- ・ 公共交通機関の計画的な運休が予定される場合



次に事前休業の判断についてご説明いたします。通所型の施設の場合は、避難情報や防災気象情報等を参考にして事前休業の措置をとることが、施設利用者の安全確保につながります。事前休業の判断基準例としては、荒川氾濫のおそれがあり、早期注意情報（警報級の可能性）「中」または「高」が発表されている場合大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合などが挙げられます。事前休業を選択することで、施設利用者が施設内で被災するリスクがなくなることから、事前休業の判断基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要です。

## 自衛水防組織について

### 自衛水防組織とは

各施設の従業員等により組織され、あらかじめ定める計画に基づき、管理権限者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、災害情報収集や施設利用者等の避難誘導を行うもの。



### 管理権限者とは

自衛水防組織の管理権限者とは、各施設の所有者・管理者のことを指します。自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう指揮・命令・監督等の権限を有します。

**自衛水防組織の編成は任意ですが、編成した場合は市区町村（北区）への報告義務が発生します。**

詳細は国土交通省のHPやシステム内の記入様式をご参照ください。

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/index.html>

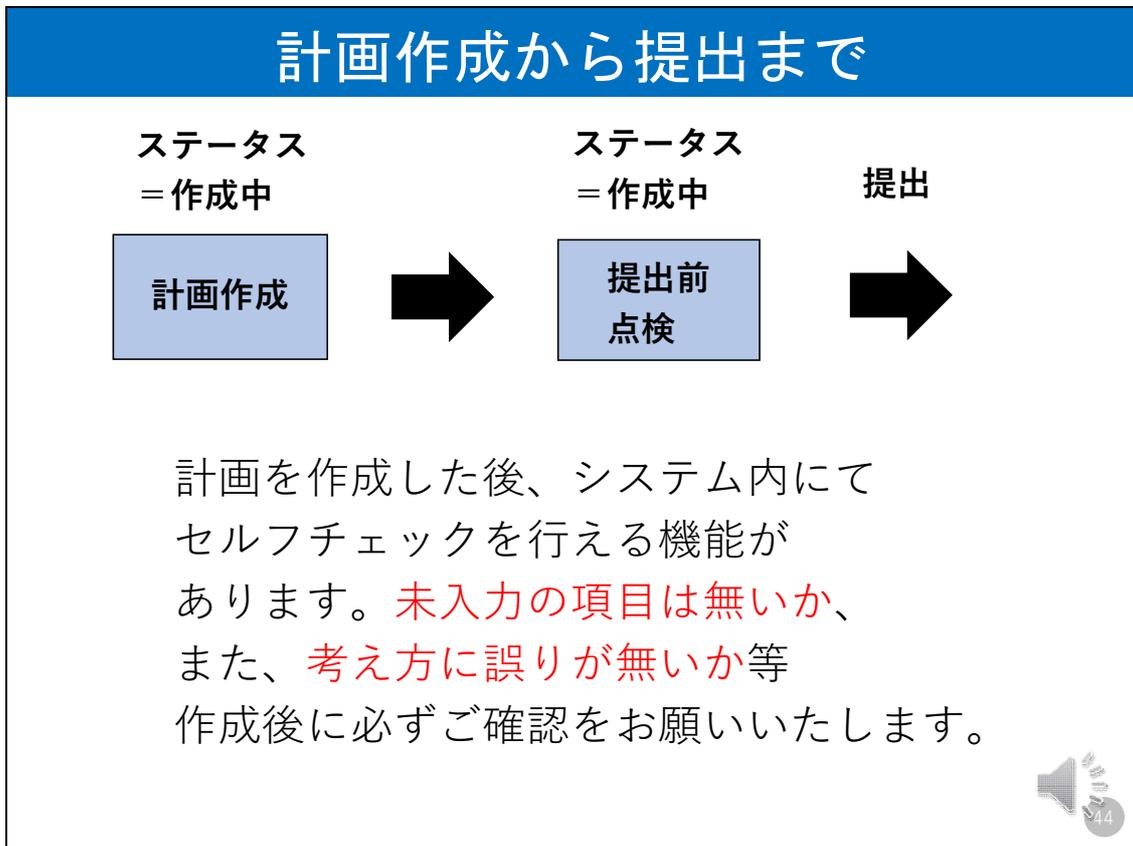
続いて、自衛水防組織についてご説明いたします。自衛水防組織とは各施設の従業員等により組織され、あらかじめ定める計画に基づき、管理権限者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、災害情報収集や施設利用者等の避難誘導を行うものを指します。また自衛水防組織の管理権限者とは、各施設の所有者・管理者のことを指し、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう指揮・命令・監督等の権限を有します。自衛水防組織の編成は各施設の任意となりますが、各施設において自衛水防組織を編成した場合には市区町村（北区）への報告義務が発生します。今回導入した避難確保計画作成支援システムにおいても、報告することが可能となっておりますので、必要に応じてこちらの報告も併せてお願いいたします。自衛水防組織の詳細については国土交通省のHPやシステム内にてダウンロード可能な記入様式をご参照ください。

## 訓練の実施について

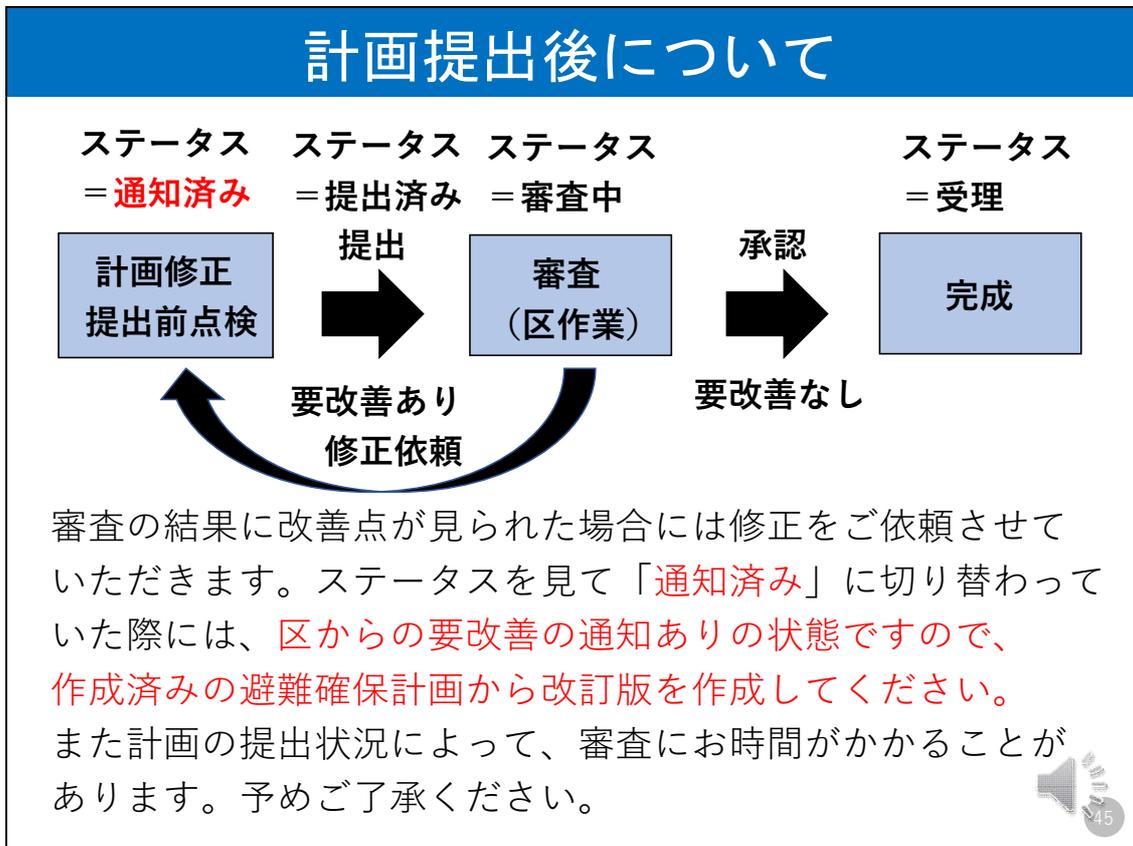
- ・原則年1回以上は実施するようにしましょう。
- ・情報伝達や避難支援に要する人数、避難に要する時間、避難先や避難経路の安全性等を確認することが必要です。
- ・できるだけ短時間にし、参加者は限定しましょう。
- ・施設利用者を立退き避難先に移動させる訓練だけに限らず、情報伝達訓練や避難経路を確認する訓練、装備品や持ち出し品を準備する訓練、図上による訓練など様々な種類の訓練があります。



またすでにお伝えしているとおり、要配慮者利用施設におかれましては、水防法や土砂災害防止法により、避難訓練の実施が義務づけられています。避難訓練は、定期的の実施することとし、原則として年に1回以上は実施するようお願いいたします。避難訓練では情報伝達や避難支援に要する人数、避難に要する時間、避難先や避難経路の安全性等を確認することが必要です。また避難訓練への参加が施設利用者の身体的な負担になることが考えられますので、施設利用者の負担等を考慮して施設利用者が参加する訓練はできるだけ短時間にするとともに、訓練に参加する施設利用者を限定するなど、工夫して実施することが必要です。避難訓練は、施設利用者を立退き避難先に移動させる訓練だけに限らず、情報伝達訓練や避難経路を確認する訓練、装備品や持ち出し品を準備する訓練、図上による訓練など様々な種類の訓練があります。比較的取り組みやすい訓練から実施するなど、工夫しながら取り組むことが望ましいと考えられます。



次に計画作成してから、提出までの流れについてご説明いたします。計画作成した後、システム内にてセルフチェックを行える機能があります。未入力の項目は無いか、また、考え方に誤りが無いか等作成後に必ずご確認をお願いいたします。なおこの段階ではシステム内でのステータスは作成中と表示されています。



計画提出後の流れについてもご説明いたします。計画をご提出いただくとシステム内でのステータスは「提出済み」に切り替わります。ご提出いただいた計画は北区防災・危機管理課にて審査を行わせていただきます。審査が始まるとステータスは「審査中」に切り替わります。その結果、改善点が見られた場合には修正をご依頼させていただきます。ステータスを見て「通知済み」に切り替わっていた際には、区からの要改善の通知ありの状態ですので、作成済みの避難確保計画から改訂版を作成してください。また各施設からの計画の提出状況によって、審査にお時間がかかることがあります。予めご了承ください。改善点が無くなるまで修正作業は繰り返し行います。その後、区の審査に通ると計画は承認され、完成となります。その際、システム内でのステータスは「受理」に切り替わります。具体的な操作方法については避難確保計画システム操作説明編の動画やシステム内でダウンロード可能なマニュアルをご参照ください。

## ステータスマとめ

- 作成中** : 避難確保計画未提出。作成中の状態。
- 提出済み** : 避難確保計画提出済。区の審査は始まっていない状態。
- 審査中** : 避難確保計画提出済。区で審査中の状態。
- 受理** : 区の審査完了。要改善なし。
- 通知済み** : 区の審査完了。要改善あり。
- 修正中** : 改訂版の計画を作成、もしくは複製して新規作成し改訂中の状態。



ここでシステム内でのステータスについてまとめます。「作成中」は避難確保計画を未提出の状態であり、作成中であることを指し、「提出済み」は避難確保計画は施設で作成済みですが、区の審査がまだ始まっていない状態を指します。また「審査中」とは避難確保計画は施設で作成済みであり、区が審査中の状態を指します。「受理」とは区の審査が完了し、要改善点がなく、承認された状態であり、「通知済み」は逆に区の審査の結果、改善点が見つかり、修正が必要である状態を指します。最後に「修正中」とは、区から改善点を指摘され、改訂版の計画を作成、もしくは複製して新規作成し、改訂中の状態を指します。ステータスの説明は以上となります。

## 作成した計画の見直しについて

避難確保計画は1度作成して  
終了ではありません。  
作成した計画をもとに行った  
避難訓練の結果に基づき  
およそ**1年に1回程度**の見直しをお  
願いたします。  
その際は**再度、計画の  
新規作成・ご提出**を  
願いたします。



最後に作成した計画の見直しについてお伝えいたします。避難確保計画は、1度作成して終了ではありません。作成した計画をもとに行った避難訓練の結果に基づきおよそ1年に1回程度の見直しをお願いたします。その際はお手数ですがシステム内にて再度、計画の新規作成・ご提出をお願いたします。

## 最後に

避難確保計画概要説明編の動画はこれで以上です。

なおこの動画は令和6年7月時点の情報をもとに作成しており、それ以降に動画をご視聴いただいている方に関しては最新の更新情報にご留意いただければと思います。

**お問合せ**

**北区危機管理室防災・危機管理課**

**水害担当**

**03-3908-8184**



避難確保計画概要説明編の動画はこれで以上となります。なおこの動画は令和6年7月時点の情報をもとに作成しており、それ以降に動画をご視聴いただいている方に関しては最新の更新情報にご留意いただければと思います。最後までご視聴、ありがとうございました。避難確保計画システム操作説明編についても、ぜひご覧ください。